

施設紹介

障害者支援施設「野木和園」

1. 経営主体

名称	社会福祉法人 新井田福祉会
所在地	青森市大字岡町字宮本88番地1
電話番号	017-787-2450
FAX番号	017-787-3671
代表者氏名	理事長 山本文美
設立年月日	昭和51年3月31日

2. 利用施設

事業所の種類	障害者支援施設
事業所の名称	野木和園
事業所番号	青森県 第0210101176号
指定日	平成23年4月1日
事業所の所在地	青森市大字岡町字宮本88番地1
事業所の電話番号	017-787-2450
事業所のFAX番号	017-787-3671
メールアドレス	nogiwaen@infoamori.ne.jp
管理者	三國谷 孝二
主たる対象者	知的障害者
事業と定員	①生活介護事業 定員60名 ②施設入所支援事業 定員50名 ③短期入所事業 定員4名
昼間実施事業の 営業日と営業時間	生活介護事業 月曜日から金曜日までの9時から16時まで
開設年月日	平成6年4月1日

3. 目的と運営方針

目的	支給決定を受けた障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供を行い、もって利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。
運営方針	①利用者が地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上等 を図ることができるよう、当該利用者に対して、入浴排せつ 及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その 便宜を適切かつ効果的に行う。 ②地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、就労 移行支援事業所等他の福祉サービス事業者その他の保健医療 サービスを提供する者との連絡調整等に努める。

運営方針	<p>③利用者の必要な時に必要な障害者支援施設サービスが提供ができるように努める。</p> <p>④「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設及備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号及び第172号）に定める内容、その他関係法令を遵守し、事業を実施します。</p>
------	---

4. 施設の概要

建 物	構造（鉄筋コンクリート造平屋建） 面積（1,509.78平方メートル）
居 室	25室（2人部屋、6畳、押入れ）
短期入所用居室	2室（2人部屋、6畳、押入れ）
食 堂	1ヶ所（広く、穏やかに食事ができます）
訓練作業室	1ヶ所（健康器具、テレビ等を設置し楽しく訓練ができます）
相 談 室	1ヶ所（仕切られておりプライバシーが保てます）
浴 室	1ヶ所（大小2つの浴槽がありゆったりできます）
シャワー室	2ヶ所（常時利用が可能で清潔を保てます）
洗 面 所	4ヶ所（お湯、水の混合蛇口が24ヶ所）
ト イ レ	4ヶ所（男女各2ヶ所で和式、洋式を設置）
医 務 室	兼用1ヶ所（明るい部屋で看護師が常駐している、冷房完備）
静 養 室	
防災設備等	スプリンクラー、消火栓、消火器、自動火災報知機、誘導灯 ガス漏れ報知器、非常通報装置、非常用自家発電機
そ の 他	訓練作業室、居室には冷房を完備し、夏は涼しく過ごせます。 暖房は全館に設置しており、通所部室、廊下、トイレ等も冬期間は快適に過ごせます。

5. 職員の配置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。（平成25年8月1日現在）

職 種	職員数(勤務形態)	備 考
管 理 者	1名（常勤、兼務）	社会福祉施設長資格認定講習課程を修了
医 師	1名（嘱託、兼務）	月1回訪問し健康管理を行う
サービス管理責任者	1名（常勤、専従）	サービス管理責任者研修修了
看 護 師	1名（常勤、専従）	看護師資格
生活支援員	25名（常勤、専従）	
	3名（非常勤、専従）	
事 務 職 員	2名（常勤、専従）	
栄 養 士	1名（常勤、専従）	栄養士資格
宿 直 員	2名（常勤、専従）	

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
管 理 者	午前8時30分～午後5時30分	
医 師	午後1時30分～午後2時30分（月1回勤務）	
サービス管理責任者	午前8時30分～午後5時30分	
看 護 師	午前8時30分～午後5時30分	
生活支援員	常勤	勤務① 午前6時30分～午後3時30分
		勤務② 午前7時30分～午後4時30分
		勤務③ 午前8時30分～午後5時30分
		勤務④ 午前9時00分～午後6時00分
		勤務⑤ 午後12時00分～午後9時00分
		勤務⑥ 午後4時00分～翌日午前9時00分
	非常勤	勤務① 午前8時00分～午後3時00分
		勤務② 午前9時00分～午後4時00分
		勤務③ 午前10時00分～午後5時00分
事務職員	午前8時30分～午後5時30分	
栄養士	午前8時30分～午後5時30分	
宿直員	午後5時30分～翌日午前8時30分	

7. サービス提供内容

(1) 生活介護、施設入所支援、短期入所（介護給付費対象サービス）

サービス	内 容	
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援等を行います。	
保 護	利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を行います。	
介 護	食 事	利用者の身体状況や能力、健康状態等に応じて、適切な食事ができるように支援します。
	入 浴	年間を通じて、週2回以上の入浴を行います。健康状態により入浴できない場合は、清拭を行います。
	排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた個別支援を行います。
	睡 眠	快適に睡眠ができるよう支援します。
	着脱衣	必要に応じて介助、確認を行います。
	整 容	個性を尊重しながら適切な支援を行います。
	移 動	利用者の身体の状態に応じて適切な支援を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康状態のチェックや服薬、その他必要な医療的管理を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。	
服薬管理	意志からの処方による薬については、看護師の管理のもと、個々の利用者の状況に応じて、適切な支援を行います。	

サービス	内 容
通院・治療	毎朝、健康チェックを行い、嘱託医や協力医療機関への早期受診に努めます。
機能訓練	体力、身体機能維持のため、体操、散歩、歩行訓練等の軽運動の機会を提供します。
創作的活動	訓練活動の一環として、創作的活動の機会を提供します。
生産活動	訓練活動の一環として、生産活動の機会を提供します。
余暇活動	余暇活動の支援として地域行事の情報提供の他、各種イベントを計画します。

(2) 給付費対象外サービス

サービス	内 容
食 事	栄養士が作成した献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また、終了時間は特に決めていませんので、利用者のペースに合せ食事できます。また、食材料費及び光熱水費は別に定める料金をいただきます。
そ の 他	利用者の希望により、日用生活品の購入、代行等についても行いますが、その際に要した実費をいただきます。